

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	蓮田市自転車駐車場の利用の停止及び許可の取消し		
根拠法令 及び条項	蓮田市自転車駐車場条例 第13条 蓮田市自転車駐車場条例施行規則 第11条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） <input checked="" type="checkbox"/> 蓮田市自転車駐車場条例 （利用の許可の取消し等） 第13条 指定管理者は、前条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 （1）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （2）偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。 （3）駐車場を利用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。 （4）駐車場の管理上支障があると認めるとき。 <input checked="" type="checkbox"/> 蓮田市自転車駐車場条例施行規則 （利用の許可の取消し等） 第11条 指定管理者は、条例第13条の規定により駐車場の利用を停止し、又は利用の許可を取り消すときは、当該停止又は取消しに係る利用者に対し、自転車駐車場利用停止・許可取消通知書により通知するものとする。		
処分基準 設定年月日	平成16年4月1日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 自治振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。